

# 「インフルエンザ」の目

## 新型インフルエンザ対策とBCCP（事業継続計画）

### いま、中小企業は何をやるべきか

#### 新型インフルエンザの感染拡大と企業の対応

メキシコで発生した豚から人に感染したとされる新型インフルエンザが世界中に蔓延している。わが国においても二次感染が発生しており、高校生など若者を中心に感染が拡大している。幸いにも弱毒性のウイルスであることから、感染者の症状は比較的軽く、重症にならないで治癒しているようである。

#### 企業における新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザのピークは2ヶ月程度であるので本文が掲載されるころには沈静化に向かっていくことが予想される。しかし秋から冬にかけて第二波があるとも言われているので、改めて企業経

営の立場で新型インフルエンザに對してどのような組織的対応策を検討すべきかを考えてみたい。現在は大企業を中心にBCCP（事業継続計画）の一環として、新型インフルエンザ対策が検討されているが、大企業と中小企業が一体となった対策が求められる。

#### 新型インフルエンザの蔓延における経営リスクとは

新型インフルエンザが蔓延した場合、経営にとつてどのようなリスクがあるのか、先ず考えてみよう。

1. 会社としての方針がはっきりしていないため、無理をして出勤する従業員から他の従業員へ感染が拡大してしまった。その結果、多くの従業員がインフルエンザに感染し、出勤不可能になり、通常

2. 経営者や主要管理者がインフルエンザに感染し重要な契約や意思決定が滞ってしまった。
3. 関係する企業（輸送会社や材料購入先会社など）に多くの感染者が発生し、材料仕入や輸送配送業務に支障を来たし、生産・出荷が不可能になった。

このようになりリスクが発生することにより、お客様からの信頼を失い、企業としての社会的責任を果たせなくなってしまうことが考えられる。

#### 「新型インフルエンザ対策のための中小企業BCCP策定指針（以下策定指針）」

中小企業庁は平成18年に中小企業BCCP策定指針を発表している

が、この指針をベースに2009年3月、「新型インフルエンザ対応の策定指針」が作られている。これは37ページの冊子で、インターネットからもダウンロードできるので是非一度見ていただきたい。この「策定指針」によると、わが国の新型インフルエンザの発生段階は四段階（第三段階は更に三分している）に分かれており、それぞれの段階において対応策を策定すべきとしている。

- 前段階 新型インフルエンザが発生していない状態
- 第一段階 海外で新型インフルエンザが発生した状態
- 第二段階 国内で新型インフルエンザが発生した状態
- 第三段階 国内で患者間の接触歴が疫学調査で追えなくなつた事例が生じた状態  
第三段階は更に、感染拡大期、蔓延期、

回復期に区分される。第四段階 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態

企業においてもこの四段階を参考にしながら準備することが望ましい。ここでは以下の3つの側面から具体的対応策を考えてみる。

1. 準備段階の対応
2. 感染拡大期における対応
3. 外部からの事業の継続・縮小要請

## 準備段階での対応

前記の「策定指針」では準備段階で行うべき事項を3つ掲げている。これらは新型コロナウイルスが発生した現在でも必要不可欠なことである。

1. 情報の収集と発信
2. 企業におけるマスクなどの備蓄
3. 海外勤務などへの対応

重要なことは、発熱など新型コロナウイルスインフルエンザの症状が出た従業員は出社しないことを明確にする。また、企業からの指示で自宅待機する場合の給与、賞与などに関する

る労務管理上の方針を明確にしておくことが必要である。

更に、平時から在宅勤務や時差出勤の実施、仕事を標準化して一つの仕事を複数の人が出来る体制を作っておくこと、などを考えておくべきであろう。

## 感染拡大期における対応

企業は感染拡大している状況下でも、考えられる感染防止策を実施し、事業を継続して遂行することが責務である。「策定指針」の対応策をもとに、企業で出来る具体的な対策を考えてみる。

1. 従業員同士の接触を減らす  
仕事を進める上で、従業員同士の接触は避けられない。感染防止対策として現実的にできることは、感染地域への出張制限、テレビ会議の活用、不急な会議を中止するなどであろう。最近ではパソコンを使った電子会議などは比較的安価で実現できるので業務効率化のためにも検討したらいかがだろうか。また、在宅勤務も直接接触を防ぐ目的では有効である。在宅勤務のルールや労務管理上の扱い方を予め

検討しておく必要がある。

2. 来訪者管理の徹底  
来客を選択して、制限を加えることは可能であろう。出来る限り訪問や来客を止めて、メールなどITを活用したコミュニケーションを行うことが望ましい。
3. 通勤方法の変更  
時差出勤などにより、混雑した電車や駅を避けながら通勤することも実現可能である。
4. 手洗いの徹底  
出社後、外出からの帰社後、会議の後などの手洗い、うがいの励行を徹底する。
5. 従業員の健康管理強化  
毎朝、体温測定を行うなど健康管理を強化する。

新型コロナウイルスの場合、事業の縮小や中止を判断する基準は必要な要員が確保できるか否かにかかっている。右記のような対応策を実施して、従業員への感染を防ぐことが肝要である。

## 外部からの事業の継続・縮小要請

新型コロナウイルスでは企業の

状況に関らず、行政機関などから事業継続要請や自粛要請が行われる可能性がある。医療や電気、ガス、水道、鉄道、通信などライフラインにかかわる企業を客先としている企業は感染を防ぎ、最低限の人材を確保することを考えておく必要がある。

また、小売業や観光業など多くの人が集まる事業では自粛要請が行われることもある。この場合、一時的な売上減少に伴う資金不足などへの対応策を考えておく。

## 最後に

経営上のリスク、特に新型コロナウイルスインフルエンザのようなリスクはリスク自体の発生をコントロールできない。できる事は、リスクの影響を最小限にすること、そして早期に事業を再開できる体制を整えることである。このためには新型コロナウイルスインフルエンザに備えたBCP (Business Continuity Plan 事業継続計画) を検討しておくことをお勧めしたい。

(中小企業診断士 安藤 孝)